

長久手市介護職員初任者研修等受講料助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の介護事業所等に従事する職員の確保又は資質の向上を図るため、予算の範囲内で交付する長久手市介護職員初任者研修等受講料助成金（以下「助成金」という。）に関し、長久手市補助金等交付規則（昭和60年長久手市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 介護職員初任者研修

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程に係る研修をいう。

(2) 実務者研修

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に該当する者として介護福祉士試験を受けるために必要な研修をいう。

(3) 介護事業所等

介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する介護事業所及び障害福祉サービス事業所で、別表1に掲げるものをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、別表2の要件を満たすものとする。

(助成金の対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、研修に係る受講料とし、受講費用に含まれていないテキスト代等は対象としない。

2 同趣旨の他の助成金等の交付を受けている場合は、その額を除いた額を対象とする。

(助成金の交付基準額等)

第5条 助成対象者に助成金を交付する場合の基準額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 個人

対象経費の全額（上限10万円）とする。

(2) 法人

負担した対象経費の1/2（申請年度につき上限10万円）とする。なお、助成金の額は、介護事業所等ごとに算出するものとし、複数の介護サービス等を同一の施設において一体的に提供している場合は、一つの介護事業所等とみなすこととする。

2 助成金の交付は、研修1種類につき、当該研修を修了した者ごとに1回限りとする。

（交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長久手市介護職員初任者研修等受講料助成金交付申請書（様式第1号又は様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、介護職員初任者研修又は実務者研修（以下「介護職員初任者研修等」という。）の修了日の属する年度の次年度末までに市長に提出しなければならない。ただし、申請者が法人の場合、研修受講者ごとに申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 受講料の領収書の写し（宛名が受講者本人又は法人のものに限る。）

(2) 修了証の写し

(3) 在職証明書（様式第3号）

（交付決定等）

第7条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、速やかにその内容等を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、その結果を長久手市介護職員初任者研修等受講料助成金交付決定通知書（様式第4号）又は長久手市介護職員初任者研修等受講料助成金不交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 申請者は、前項の規定による交付決定を受けたときは、長久手市介護職員初任者研修等受講料助成金請求書（様式第6号）により速やかに当該助成金を市長に請求する。

（助成金の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対し、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。